

KIKO NETWORK

気候ネットワークから ご寄付・ご支援のお願い

子どもたちを守るため
市民の声と
意思あるお金
この両方が必要です



温暖化防止と脱原発へ。
今こそ、社会を「変えられる」NGOになりたい。
そのための資金が、足りていません。



気候ネットワーク代表・浅岡美恵

◆ これからのエネルギー政策が決まる夏までに ◆

このたびの大震災と原発事故は世界史的出来事です。私たちも、エネルギー多消費社会から省エネルギー・省CO2で自然エネルギーの豊かな社会へと転換せねばなりません。しかし、政府の委員会等では、まるで震災が起こっていなかったかのような発言が幅を利かせています。これからのエネルギー政策が決まる夏までに社会を変えなければなりません。

私たちはまだまだ非力です。ですが、皆様のご支援があれば、必ず変えられると信じています。どうか、より一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。

◆ 寄付金の 使い道 ◆

専門的な人材の確保

影響力拡大のためのネットワーク強化

大規模な政策転換キャンペーンの実施



頂いたご支援で、温暖化防止と脱原発の両立を実現します

- ・温暖化対策を原発推進の理由にはさせません。
- ・脱原発を温暖化対策後退の理由にもさせません。
- ・自然エネルギー普及、省エネルギー強化の制度を守り、育てます。
- ・地域資源を活用した温暖化対策を支援し、原発に依存しない地域づくりをサポートします。

気候ネットワークは 認定 NPO 法人を めざしています

NPO への寄付金 優遇税制導入が実現 日本に寄付文化を根づかせよう！

東日本大震災・福島原発事故が契機となり、NPO への寄付を促進する新制度が導入されます。

阪神淡路大震災を受けて 1998 年に NPO 法が制定され、NPO への寄付金に対する所得税控除を受けられる「認定 NPO 法人」制度が 2001 年に導入されました。しかし、これまでは「認定」を受けるためのハードルが高く、全国の 43,000 の NPO 法人のうち 200 余りしか認定を受けていません。

6 月 15 日、パブリック・サポート・テストと呼ばれる要件が大きく緩和され、「3000 円以上の寄付をした人が 100 人以上いる場合」、「条例での認定」を加える NPO 法の改正が成立しました。さらに 6 月 22 日、寄付額から所得税控除（2000 円を差し引いた額の 40%）と個人住民税控除（最大 10%）を含む税制改正法が成立し、ようやく、市民活動への寄付に対する幅広い税制優遇制度が導入されることが決まりました。あわせて「仮認定」という仕組みも導入され、新しい NPO だけでなく、3 年を経過した既存の NPO についても適用される可能性が広がりました。この寄付優遇制度は市民活動にとって悲願ともいえるべき制度です。日本に寄付文化を根づかせるために、市民の側でこの制度を積極的に活用していくことが必要です。

気候ネットワークも今後認定を受け、さらに活動を強化していきたいと考えています。「3000 円以上・100 人以上」の要件を満たすことができますよう、ご支援をお願いいたします。

気候ネットワーク通信第 79 号より

寄付の方法

ご寄付金額の指定はございませんが、一口 3000 円からでお願いいたします。

郵便局から、振り込み用紙に必要事項をご記入の上、ご送金ください。
振り込み先、ご記入内容は、次の通りです。

郵便振替口座：00940-6-79694（加入者名：気候ネットワーク）

銀行振込口座：りそな銀行京都支店 普通預金 1799376（加入者名：気候ネットワーク）

ご依頼人住所氏名：ご住所、お名前、電話番号をご記入ください

通信欄：「寄付」とお書きください

※認定 NPO 法人となりましたら、寄付金控除（所得控除）との選択により、税額控除が適用できます。

※ご寄付は会費とは異なります。会員以外の方で 5000 円以上のご寄付をご検討の際は、会員へのご入会をお勧めいたします。

お問合せ：気候ネットワーク 京都事務所 担当：芝
〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305 号
Tel. 075-254-1011, FAX. 075-254-1012 E-mail. kyoto@kikonet.org